

日本共産党の大内真理です。

【大綱1】宮城県障害者差別解消条例について

条例制定を歓迎する立場から、私自身「(仮称)障害のある人もない人も共生する社会づくり条例の骨子(案)」タウンミーティングに参加し、特徴的だった意見を念頭に以下3点伺います。

①いずれの会場でも「わたしたち抜きにわたしたちの事を決めないで」という思いが次々と語られました。仙台市では同様の条例を政策決定する機関に、常設委員とは別の障害当事者など12名の臨時委員を追加し、合計32名で協議を重ねました。宮城県においても協議母体に当事者自身が参加し、議論する枠組みが必要だと考えます。いかがでしょうか？

②宮城県は全7会場でタウンミーティングを開催し、のべ370人を超える県民が参加しました。「宮城県障害者施策推進協議会委員自身がタウンミーティングに参加し、私たちの多様な意見を直接聞いてほしい」「今後の開催は休日にしてほしい」「資料の事前配布やイヤホンマイク設備などの情報保障を徹底してほしい」「開催会場の当該市町職員にも参加してほしい」等の声があがりました。これらの意見を今後の方針に反映させる事は、条例制定のプロセスそのものに当事者はもちろん県民・行政が参画する上で極めて重要です。見解を伺います。

③聾(ろう)学校では長い間「手真似はみっともない」と手話が禁止され、口話法が強いられてきました。その事で聾(ろう)者は、学ぶ権利や生きる意欲を奪われてきた歴史を背負っています。聴覚障害者はこの苦難の歴史を二度と繰り返さないために「手話は言語」である事を人権保障として社会全体で確かなものにする法的・環境整備を求め続けてきました。全日本ろうあ連盟の集計では「手話言語法を求める意見書」は、全国100%の自治体から提出され、「手話言語条例」の制定は現在、25道府県を含む225自治体にのぼっています。

手話言語条例を独自に制定した自治体では、「手話は言語」である事が位置付き、知事の定例記者会見に手話の同時通訳が配置される事を始め、誰でも手話に親しめる条件整備が着実に進み、市民生活に根付いています。今回宮城県が条例骨子案で示したような情報保障の中に手話言語を含めるといっただけでは不十分です。情報保障と手話言語は、それぞれ独立した探求が必要であり、その上での相互補完が求められている課題です。聴覚障害者自身や団体からは「手話言語条例」は別枠でつくってほしいとの希望も出ています。宮城県が制定する条例案の根幹に関わるご意見ですので、当事者や支援者、団体の皆さんの想いを十分に尊重して対応してはいかがでしょうか？伺います。

【大綱2】パーム油火力発電所について伺います。

角田市と石巻市両市に「G-BIO」という合同会社が、パーム油を燃料とする火力発電所を建設しようとしています。パーム油は世界で最も消費される植物油で、コンビニに並ぶ商品の6割にも使用されています。パーム油の原料となるアブラヤシの多くは、熱帯雨林や湿地の泥炭地を開発して栽培されますが、強制労働による農園労働者の人権侵害、農園開発に伴う地域住民との土地紛争など社会的な問題も数多く指摘されており、欧米のNGOなどからパーム油生産に厳しい目が向けられています。

①パーム油は、世界の人口増や所得増に伴う食の洋食化などを背景に需要が拡大しています。その下で、日本政府がパーム油発電を固定価格買取制度（FIT）に組み込んだ事で、パーム油世界シェアの約半分を日本が大量消費する構図となっています。環境や人権に配慮する事が世界的な潮流になっているもとの、2016年には欧州委員会が食品由来のバイオ燃料を利用したエネルギーは、再生可能エネルギーから除くよう提言を出しました。2017年にはノルウェーがパーム油発電を禁止。フランスは同年、制限をしました。日本ではパーム油が火力発電にまで使用され、他国の環境を極端に破壊している事を知事はどのように受け止めていますか？伺います。

②地産地消の木質バイオマスがカーボンフリーにカウントされる事とは異なり、燃油を使ってわざわざ輸入する材料、とりわけパーム油が火力発電に使われる深刻さを直視する必要があります。パーム油原料のアブラヤシ栽培で破壊される熱帯雨林や泥炭地は、CO2を吸収する機能を持っています。国連環境計画の調査ではCO2排出量が熱帯雨林の破壊で8倍、泥炭地破壊で20倍も増えるという見積もりが出ています。一度アブラヤシ農園に変えられるとオランウータンなどの貴重種が住む世界有数の生物多様性を持つ熱帯雨林が破壊され、元の森林に戻る事はありません。宮城県として、パーム油などの輸入バイオ燃料での発電はFIT（再生エネルギー固定価格買取制度）対象から外すよう政府に対して求めて頂きたいのですが、いかがですか？

③宮城県は最新の「地球温暖化対策実行計画」で、気候変動による影響が地球規模で生じている事やパリ協定に言及し、2013年度比で2030年度の温室効果ガス排出量の31%削減を謳っています。国の目標を5%上回っており、これ自体は評価するものです。しかしこの数値目標には国の方針に習い、輸入バイオ発電がもたらすCO2のトータル排出量をはじめから除外されています。これでは正しい評価にはなりません。県は、専門家意見にならい、輸入バイオ燃料のCO2トータル排出量をアセスに掲載する事を任意で指導しています。当面まずは、アセスの技術指針に任意ではなく、しっかりと明文化、徹底させ、パーム油を含む輸入バイオ燃料のCO2トータル排出量も、宮城県独自に規制対象としてカウントしてはいかがでしょうか？伺います。

④G-Bio 石巻須江の環境影響評価住民説明会の様子は大変異様でした。火力発電所建設予定地の周辺には保育所や浄水場、小・中学校、住宅地が広がっています。しかし説明会会場となった東松島コミュニティセンターでも石巻河北総合センターでも、当該市の職員や町内会などへの事前案内は一切なく、新聞広報をただけ。結果、東松島市では約400席もある会場への参加者は11名でした。説明会の後、住民の皆さんからは、火力発電所から発生するであろう煙や臭い、温排水などへの懸念が出ています。

説明会では手元の資料と口頭説明が異なるのに、撮影も録音も一切禁止。住民の皆さんの合意を得ようとする姿勢は皆無でした。しかも、参加者からの質問で初めて、「新燃料の供給は未確立」であり、半永久的に相当量のパーム油に依存し続ける火力発電所である事が浮き彫りになりました。東松島会場では住民の方が「東松島市は『環境未来都市宣言』をしている。SDGSの目標を後退させるパーム油発電所の建設を、市が容認するとはとても思えない」と発言されました。宮城県は、パーム油を燃料とした火力発電所の新設・稼働を拒否すると、知事は明言すべきです。見解をお示し下さい。

【大綱 3】 仙台港で起きた重油流出事故について伺います。

宮城県仙台新港で1月20日に発生した貨物船の重油流出事故は、重油が港の外に出て、近くの七ヶ浜養殖ノリに付着し、今季のノリ出荷ができなくなり、被害額は宮城県漁協七ヶ浜支所だけでも15億円と言われています。七ヶ浜のノリ養殖施設は東日本大震災の大津波で根こそぎ流されました。施設が元の姿に戻ったのは被災後3~4年のことです。ノリ生産者や関係者は借金を抱え、復活させた養殖施設に期待し、立ち直りかけた矢先の事故でした。

海苔養殖の他にもこのあたりは、ワカメや赤貝、シラウオ、ウニやアワビなど豊富な漁場で、漁協七ヶ浜支所だけでなく、仙台支所・閑上支所海域も引き続き警戒対象区域となります。海苔加工会社、運送・燃油会社などの関連企業への保障も不可欠です。

今日私は●重油流出をなぜ、防ぐ事ができなかったのか。●被害者全員が全面的に保障され、くらしと生業を支援する為に誰がどう責任を負うのか。この二点を明らかにする必要があると考え、質問します。

①20日夜の事故発生時、宮城海上保安部から宮城県に来た第一報が「夜間のため、被害状況不明」との内容で、報告を受けた県職員は「この時点で流出状況の全体把握はできない」と判断。現地に県職員が駆けつける対応が無かった事、関係機関への連絡が翌朝まで持ち越された事が明らかになっています。宮城県は、今回だけでなく2013(平成25年)、2015年(平成27年)の夜間に起きた2回の重油流出事故において、2013年時は「日没後であり目視確認できない」と判断。2015年時は一度も現場に出向きませんでした。夜間に対応しないという事になっていたのですか？伺います。

②仁田県議の質問に対し、土木部長からは「反省点が多々あった」「海保にも入ってもらってマニュアルの改訂検討が始まった」事が述べられました。しかし、現在ある「港湾区域内における海上等への流出油事故対応要領」でも、夜間対応と情報共有をすべきであった事が明記されています。「事故対応要領」通りの初動対応がなされていれば、今回のような深刻で甚大な被害には繋がりませんでした。宮城県は初動対応に問題があった事を認めますか？

③原因者である船主の船主保険で保障される金額は7億円が限度と言われています。人災を受けた被害者が半分以下の賠償で泣き寝入りさせられる事の無いように、保険を超えた分も全面救済されるよう県自らが責任を果たす事を求めます。いかがですか？

④重油流出事故はノリ生産者にとどまらず、関連業者などに二次被害を起こしています。立ち上げたばかりのノリ加工会社の社長は「操業から1年が経ち、これから『七ヶ浜海苔』の販路を広げよう」という矢先だった。『一番うまい一番摘みノリ』が採れる時期での事故で、今季の確保は絶望的になった。立ち上げ資金の返済はこれからでパートを含む8人の雇用も何時まで続けられるのか」と漏らします。海苔の卸・販売業者は、生産中止で海苔の確保とともに卸値が上昇していますが販売価格には転嫁できません。町にあるガソリンスタンドは、通常ノリ摘み真最中は船や摘み取る機器類も唸りをあげ燃料が売れます。しかし今季、その売り上げがゼロになります。搬送量が激減する運送屋さんは「運転手の賃金」で悩み、ノリ生産者が季節的に雇用するお母さんたちの仕事もなくなります。これら、二次被害やこれから被害を受ける可能性のある被害者全員をその都度把握し、救済する必要がありますが、到達と今後の対策をお示しください。

⑤宮城県は、一次被害者である漁業者融資への利子補給だけでなく、商工業者融資へも利子補給を行い無利子にすべきです。いかがですか？

⑥県の責任で関係市町と協力し、国保税・国保料の免除や市県民税免除をはじめ、全ての被害者の生活支援策の構築を求めます。いかがですか？

宮城県が初動で「流出油事故対応要領」通りに動かなかったという事を認め、責任を自覚し、被害を受けた漁業者や関連業者への全面救済措置を独自に構築して頂くよう改めて求め、次の綱に移ります。

【大綱 4】 女川原発 2 号機の再稼働の是非を問う県民投票条例について伺います。

2 月 24 日投開票された沖縄県民投票の投票率は 52%、投票をした人の 72.1%が辺野古新基地建設に反対票を投じ、民意が明確に示されました。

①知事は、エネルギー政策は国策・国策だと繰り返して言いますが、今回条例案で問われているのはエネルギー政策全般ではありません。宮城県が東北電力と締結している「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」では、知事が同意しなければ再稼働はできない事になっています。女川原発を動かすかどうかの判断は、宮城県固有の責任と考えます。いかがですか？

②県に提出されている宮城県条例制定請求書では、原発事故と放射能リスクへの不安を問いかけています。原発はいったん事故を起こせば、その被害はあまりにも巨大で、時間的・空間的にどこまでも広がるといふ、他の災害には無い異質の危険性があります。条例制定請求書には、私たち宮城県民が目目の当たりにし続けてきた被害が縷々述べられています。東京電力福島第一原子力発電所事故後につくられた原子力規制委員会の歴代委員長は「新規制基準に合格しても、安全だとは申し上げない」と繰り返しています。だからこそ、県民の命と安全を守るために、知事が判断する事が求められているのではないのでしょうか？伺います。

③原発事故と放射能汚染に不安を抱く県民の多くが「大事な事には参加したい。大事な事はみんなで決めたい」と、その意思を表明できる機会を求めるのは、生存権と幸福追求権にてらしても当然の事と考えます。

今、知事に求められているのは原発の賛否ではありません。知事は請求者の想い、趣旨を正面から受け止めて、県民投票には前向きであるべきと思います。いかがですか？

議員の皆様におかれましては、原発立地の被災県として全国初の県民投票をぜひとも実現して頂きたく、切にお願いし次の綱に移ります。

【大綱 5】 教職員の異常な長時間・過密労働の是正について伺います。

教職員の異常な長時間・過密労働の是正は、子ども達の教育条件を整備する上でもきわめて大切な国民的課題であり、ついに政府も 2017 年に「教員の長時間勤務の早急な是正」を掲げ、中教審が答申を出しました。

①しかし中教審答申は、肝心の教職員増員の方針が皆無であり、小手先に終始しました。宮城県は、現場の実態を正確に掴み、保護者や全県民とも力を合わせ、政府に対し正面から働きかけると共に、宮城県自身が教職員増員に踏み出すべきと考えます。私はこの間、「抜本的な教員増員に資する 35 人以下少人数学級枠拡大」の新年度予算要求を、県教委が知事部局に対して行うよう繰り返し、求めてきました。しかし県教委は結局予算要求さえしませんでした。なぜですか？

②昨年 11 月議会では、必要な定数配置分の欠員が全県で 19 人である事、産休などの代替講師は 47 人未配置だった事が明らかになりました。まもなく年度末ですが年度末の現段階でも未だに欠員補充がされていません。現段階での定数未配置人数と代替で現場から要望があったのに講師を配置しきれていない人数をお示し下さい。また新年度は定数通りの教員と代替講師をどのように確保しようとされているのか伺います。

③国は、学校週 5 日制に移行した際、教員増員を行わず、週 6 日制時の総授業数をそのままスライドさせました。その事により教員一人あたりの持つ授業数は一日平均 4 コマから一気に 6 コマへと増えました。近年はさらに、英語まで教科として増やしますが、必要な専科教員の加配は圧倒的に不十分です。しかもこの間、景気が悪化し子育て世代の不安定雇用が増大する 1990 年前後を境に、不登校やいじめ問題など学校が直面する子どもたちや保護者をめぐる課題は困難さと複雑さが増しています。同時期、国や自治体が全国学力テスト・自治体テスト、行政研修の増大、「脱ゆとり」の土曜授業、教員免許更新制人事評価、学校評価など多くの施策を学校現場に次々と持ち込みました。教員の過密労働の実態をどう認識していますか？

④何より授業準備の時間が圧倒的に足りません。文科省の調査では 1 日平均 6 コマの授業を準備するのに使える時間は平均わずか 1 時間 17 分です。文科省自身が、本来は「1 コマの授業に対し一時間の準備が必要」だと基準を示しておきながら、教員増員の条件整備を怠ってきました。これでは「適切な教材研究、授業準備はこれではできません。結果として、結局長時間の時間外労働を強いられているのが実態です。この解決は急務です。教育委員会はその現実をどう把握し、どう対策を打つ考えですか？お答え下さい。

⑤文科省による意識調査では、教職員は不本意な事をやらされていて、その事が教職員の疲労に追い打ちをかけている事、教職員同士が自由に語り合い、助け合う雰囲気も弱まっている声が数多く出されています。宮城県教職員の病休職者は 2008 年以降 100 人前後となり、このうち約 60%がメンタルヘルスと診断されています。「産休や病休代替の教員が確保できない。」「始業式に担任が決まっていない」など「教育に穴があく」事態が全国・県内各地でも問題になっています。この下でさらに、教員の震災復興加配が 40%削減される可能性があるとの通知が県教委から発出されています。被災市町の教育委員会からは「震災の影響は直接・間接を問わず、子どもたちを取り巻く環境や実態は複雑化・深刻化している」「これまでの手厚い加配でかろうじて被災地の教育条件は回っている」「今、40%もの震災復興加配が削られたら子どもたちを守れない」との声が次々に表明されました。国への働きかけはもちろん、宮城県としての独自対策を求め、検討状況を伺います。

宮城県は少人数学級に踏み出し県内全域で教職員を増員する事こそ、教育条件整備を行う教育長の責任であり、予算執行する知事の決断が問われているのです。子ども達一人ひとりに先生方が向き合える時間と余裕を保障して頂く事を願って、第一問と致します。ご静聴ありがとうございました。

再質問【大綱1：宮城県障害者差別解消条例】

①今回、議会事務局の皆さんのご尽力で、傍聴の方々向けに手話通訳の方を配置して頂きました。感謝申し上げます。

本日、境議も紹介した「手話言語条例は別枠にしてほしい」という当事者の皆さんからの希望に対しても、検討課題として受け止めたという答弁がありました。結論ありきで臨むのではなく、しっかりと心を寄せ続けて頂きたいと改めて要望するものです。

東日本大震災を経験した聴覚障害者の方々は、公的な情報を得る事に非常に困難を抱えました。情報保障が非常時にきちんと機能するためには、平常時からの訓練が必要で、確立させる為の枠組みが不可欠です。まず手はじめに、一問目で紹介した先進自治体で行われているように、知事定例記者会見に手話の同時通訳を配置し、知事と一緒にモニターに映るよう調整してはいかがでしょうか？伺います。

②条例の協議母体に当事者自身が参画できる枠組みについても、骨子案ができたからといって、それが既定路線であると結論を押し付けずに、当事者や団体の方々がしっかり議論に参加できる体制を整える事、条例案の骨格部分であろうが柔軟に変更・修正するという「当事者こそ主人公を貫く」という知事の姿勢をしっかりと示す事が必要です。いかがですか？

【大綱3：重油流出事故について】

①「流出油事故対応要領」によれば、海保からの情報を受ける宮城県側は、関連部署同士が情報を共有し、漁協や当該市町まですみやかに情報が行き渡るように明示されています。海保から第一報を受けた県職員が「この時点で流出状況の全体把握はできない」と判断し、現地には県職員が誰も駆けつけ無かった事、県庁内はもちろん、関係機関への連絡が翌朝まで持ち越された事が明らかになっています。土木部長は、仁田県議の質問に対し、「反省点が多々あった」事を述べられました。多々あった反省点とは何を指していますか？

②「海保にも入ってもらってマニュアルの改訂検討が始まった」との事ですが、現在の「事故対応要領」と比べて、どこの部分をどのように改訂されるお考えなのですか？

③宮城県港湾事務所は、昼間の事故には現場確認も含めて対応しているのに、2013年、2015年時の重油流出事故の際も夜間だった為に現場確認にさえ出向いていません。「近隣に漁場を控えている。宮城の海産物を守らねば！」という危機意識は県庁全体のものとなっておらず、まったく欠如していたという事が浮き彫りになりました。知事はどう総括していますか？

④「事故対応要領」の方針には、重油流出事故が多発している事態を重く見、「事故発生初期は流出範囲拡大による漁業等への被害を防止する観点」から、「港湾事務所など湾内の関係機関の連携により速やかに処理する必要がある」旨や、港湾事務所の「時間外担当者の緊急連絡先」まで明記されています。宮城県は、初動対応に問題があったという責任を自覚し、被害を受けた漁業者や関連業者への全面救済措置を独自に構築して頂くよう改めて求め、次の綱に移ります。

【大綱 5：教職員を増やし異常な長時間労働の是正】

①学校に担当すると約束したのに、年度末になってもまだ 16 人の教員配置がされていません。11 月時点では 47 人だった代替講師未配置は解消どころか逆に 62 人に増えました。これは問題です。新年度は定数通り教員を配置する。講師の要請に応じて現場に穴は空けないと約束して下さい。

②新年度、講師不足がますます深刻になることは明らかで、抜本策が必要です。教員免許更新制が講師の担い手不足の一因であると 11 月議会で中嶋県議が指摘しました。とうとう文科省が免許更新制について弾力的に運用してもよいと通知しました。この通知を活用して、講師の確保に全力を挙げて頂きたいと考えます。いかがですか？

【大綱 4：女川原発再稼働の是非を問う県民投票条例について】

①沖縄では「話そう、基地のこと。決めよう、沖縄の未来」が合言葉となり、県民 1 人ひとりが自らの問題として受け止め、語り合い、県民投票までの期間に、まさに全県民的な議論が交わされ、練り上げられ、政治参加が広がり、沖縄県民の意志は確固とした形となり、示されました。

宮城県で、わずか 2 ヶ月間、草の根で一気に広がった 11 万超の署名数は、まさに「大事な事には参加したい。大事な事はみんなで決めたい」との想いの現れです。全県民的な議論を始める事が大切なのです。県民投票はそのキッカケになると、知事は思いませんか？

②街頭で若い新婚のご夫妻が署名の前に立ち止まり「今は子どもがいないから、原発の事、考えた事が無かったけど、これから子どもを授かりたいと思っています。確かに勝手に決められたくないですね。まだ賛成とか反対とかまでは分からないけど、今日をキッカケに投票日までよく考えたいと思います」と署名して下さいました。すでに、署名呼び掛けの段階で県民の政治参加を促す事になったのです。このご夫妻のような方々の思いを知事に受け止めて頂きたいです。いかがですか？

③また、受任者の皆さんは、福島に住民票を置いたまま宮城県に住んでいる方々にも沢山出逢ってきました。「避難先の住まいで、自分の意志を選挙で示す事ができない。」「女川原発まで事故になってしまったらいよいよ住む場所が無くなってしまう」こんな声が寄せられたそうです。宮城県自身も南は丸森から北は栗原まで放射能汚染による被害が今も継続しています。女川原発再稼働の是非について、最終的には知事と県議会が判断するにしても、事前に県民の意思をしっかりと聞く事が大切です。その際、一方的な態度であってはなりません。だからこそ、そのための最良の手段が私は県民投票だと考えます。知事には前向きであってほしいです。いかがですか？

④「大事な事には参加したい。大事な事はみんなで決めたい」11 万超の県民のこの想いに真摯に応えるのか、それとも切り捨てるのかが、私たち宮城県議会議員 1 人ひとりに問われています。必要な修正を県議会の責任で行い、原発立地の被災県として、全国初の県民投票をぜひとも実現できるよう改めて議員の皆さまにお願いし、質問を終わります。